

大分県議会議長 嶋 幸 一 殿

政策検討協議会  
会長 井上 明 夫



### 令和 6 年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項及び大分県議会会議規則（昭和 40 年大分県議会規則第 1 号）第 124 条第 2 項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和 5 年 7 月 20 日に設置されました。

令和 5 年度には、おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例の制定、電気自動車に電気代に政務活動費を充当する場合の取扱い、政務活動補助職員として会派所属議員の親族を雇用する場合の取扱い及び議会会期中に大分市内に宿泊する場合の取扱いについて検討を行い、令和 6 年 3 月 21 日に中間報告書をまとめ報告したところです。

令和 6 年度は、下記のとおり検討を行いましたので、その結果を報告します。

### 記

#### 1 人手不足の解消に向けた政策提言

本県の総人口は、108万5千人（令和 6 年 10 月 1 日現在）で、令和 5 年と比べると 1 万人以上減少しています（大分県の人口推計報告）。令和 3 2 年（2050 年）の本県の人口は 84 万人と推計されており、将来にわたって、人口減少が続くと見込まれています。

本県の有効求人倍率は、令和 5 年度平均では 1.41 倍です。県が実施した企業訪問調査では、県内企業の多くが人材不足を経営上の課題と感じており、多くの産業で人材不足が深刻化しています。

また、労働基準法が改正され、平成 31 年 4 月以降、大企業から順次、時間外労働の上限規制が適用されています。令和 6 年 4 月からは、自動車の運転業務や医師等にも時間外労働の上限規制が適用され、いわゆる 2024 年問題に直面しているところです。

そこで、協議会では「人手不足の解消」をテーマとした調査研究を行うこととし、有識者にご意見を賜りながら検討を重ね、別紙 1 のとおり、「人手不足の解消に向けた政策提言（案）」を取りまとめました。

人手不足の問題に総力を挙げて取り組むことにより、労働力不足の解消にとどまらず、生産性の向上や誰もが活躍できる社会の構築をも実現することができるのではないかと考えます。

今後、執行部に対して政策提言を行い、人手不足の解消に向けた取組が充実・強化されることを期待します。

## 2 県議会の諸課題

政務活動費、費用弁償旅費、海外調査研究及びタブレット端末の更なる活用について、下記のとおり検討項目を設定し、議論を行いました。

### (1) 政務活動補助職員として会派所属議員の親族を雇用する場合の取扱い

現在、2親等以内の親族及び生計を一にする親族の雇用経費を政務活動費に充当することは認められていません。一方、国会議員の秘書については、65歳以上または配偶者のみが採用できないとなっていることや、人材確保に苦心している現状があることを踏まえ、全国の都道府県議会の状況も参考にしながら、昨年度に引き続き検討を行いました。多様な意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

### (2) 議会会期中に大分市内に宿泊する場合の取扱い

#### ア 政務活動費

昨年度に引き続き、遠方に居住する議員が、議会会期中に何度も自家用車で県庁まで往復することが身体的負担であるケースを想定した上で、検討を行いました。多様な意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

#### イ 費用弁償旅費

昨年度に引き続き、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年大分県条例第10号）第8条第2項の規定に基づき、県議会議員が議会の会議又は委員会に出席するため旅行した場合に支給されている旅費について、議会会期中に大分市内に宿泊する場合の取扱いを検討しましたが、多様な意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

### (3) 宿泊料金（宿泊料）の見直し

ホテル代の高騰や物価上昇に宿泊料金等の規定が追いついていない面があること及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が令和6年4月26日に成立したことを踏まえ、政務活動費における宿泊料金及び大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第8条の規定に基づき支給される宿泊料について、検討を行いました。

#### ア 政務活動費（宿泊料金）

宿泊料金の1泊あたりの充当の上限は13,700円とされていましたが、昨今の宿泊料金の高騰により当該金額内での宿泊が困難な場合があることから、検討を行いました。

職員等の旅費の取扱いを参考に、上限を当該金額に3,000円を加算した16,700円にする等の見直しを早急に行うことが適当であるとし、別紙2のと

おり大分県政務活動費使途基準マニュアルの改正案を策定し、令和6年12月11日に議長に報告しました。

議長は、同日の各会派代表者会に、報告のとおり大分県政務活動費使途基準マニュアルの改正を行い、これによる運用を令和7年1月1日から開始することを提案し、了承されました。

#### イ 費用弁償旅費（宿泊料）

各都道府県の動向等も踏まえて検討する必要があるとの意見があり、一定の方向性を見いだすことはできませんでした。

#### (4) 海外調査研究

令和6年11月20日の各会派代表者会での協議を受け、議長から協議会に対し、令和7年度の海外調査研究について検討するよう依頼がありました。

これを受け、協議会では、海外調査研究への参加を希望する議員の意見や会派の意見を聴取しながら検討を行い、本県が抱える喫緊の行政課題等について海外における先進的な取組等の調査を行うことは、今後の県勢発展に資すると考え、ヨーロッパ方面を中心に訪問する案を作成しました。

#### (5) タブレット端末の更なる活用

令和4年度から、全議員にタブレット端末を配備し、ファイル共有システムを導入することで、本会議や委員会における議論の活性化や調査・審査業務の効率化、紙資料の削減及び紙資料の管理・保管の省力化に取り組んでいます。

協議会では、タブレット端末等の導入実績を踏まえ、更なる活用を図るため、次の3点について検討し、いずれも改善されました。

##### ①印刷機能

印刷機能制限の解除について、会派控室の無線LAN接続印刷が可能となりました。

##### ②アプリの追加インストール

公務に資する目的であれば、所定の手続を行うことにより、アプリの追加インストールが可能であることを確認し、あらためて事務局から各会派を通じて周知されました。

##### ③電源の設置

各議席へのコンセントの設置について、議場改修工事において措置されました。

令和6年度政策検討協議会 開催経過

- 第11回 日 時：令和6年4月24日（水）  
議 題：今年度の検討テーマについて  
今後のスケジュールについて
- 第12回 日 時：令和6年6月13日（木）  
議 題：政策立案・提言について  
県議会の諸課題について  
今後のスケジュールについて
- 第13回 日 時：令和6年8月1日（木）  
議 題：人材確保に関する現状・取組等について（執行部説明）  
次回以降の意見聴取について  
県議会の諸課題について  
今後のスケジュールについて
- 第14回 日 時：令和6年9月19日（木）  
議 題：地方の人手不足とアンコンシャスバイアス  
（CareerVoice 代表 山崎 美和 氏）  
県職員の営利企業への従事等許可について（執行部説明）  
県議会の諸課題について  
今後のスケジュールについて
- 第15回 日 時：令和6年10月23日（水）  
議 題：「人手不足問題」を考える  
（大分大学 名誉教授 阿部 誠 氏）  
やまがたチェリサポ職員制度  
（山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課 課長  
高橋 礼二 氏）  
県議会の諸課題について  
今後のスケジュールについて
- 第16回 日 時：令和6年11月29日（金）  
議 題：政策提言に向けた論点整理（委員間協議）  
県議会の諸課題について
- 第17回 日 時：令和6年12月6日（金）  
議 題：県議会の諸課題について
- 第18回 日 時：令和6年12月13日（金）  
議 題：政策提言素案について（委員間協議）  
県議会の諸課題について
- 第19回 日 時：令和7年1月29日（水）  
議 題：政策提言案について（委員間協議）  
最終報告書素案について（委員間協議）
- 第20回 日 時：令和7年2月28日（金）  
議 題：政策提言案について（委員間協議）  
最終報告書について（委員間協議）

## 政策検討協議会 委員名簿

会 長（副議長）	井 上 明 夫	
副会長	原 田 孝 司	（ 県 民 ク ラ ブ ）
委 員	宮 成 公 一 郎	（ 自 由 民 主 党 ）
委 員	阿 部 長 夫	（ 自 由 民 主 党 ）
委 員	森 誠 一	（ 自 由 民 主 党 ）
委 員	高 橋 肇	（ 県 民 ク ラ ブ ）
委 員	吉 村 哲 彦	（ 公 明 党 ）
委 員	猿 渡 久 子	（ 日 本 共 産 党 ）
委 員	末 宗 秀 雄	（ 志 士 の 会 ）
委 員	佐 藤 之 則	（ 無 所 属 の 会 ）
委 員	三 浦 由 紀	（ 日 本 維 新 の 会 ）

# 人手不足の解消に向けた政策提言 **案**

～誰もが活躍できる環境づくりに向けて～

令和 7 年 3 月

大分県議会

日本の総人口は、1億2,435万人（令和5年10月1日現在）で、平成20年（1億2,808万人）をピークに、平成23年以降は一貫して減少しています（総務省の人口推計）。

本県の総人口は、108万5千人（令和6年10月1日現在）で、令和5年と比べると1万人以上減少しています（大分県の人口推計報告）。

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和32年（2050年）の日本の総人口は1億468万人、本県の人口は84万人と推計されており、将来にわたって、人口減少が続くと見込まれています。

本県の有効求人倍率は、令和2年度以降全国平均を上回っており、令和5年度平均では1.41倍です。県が実施した企業訪問調査では、県内企業の多くが人材不足を経営上の課題と感じており、多くの産業で人材不足が深刻化しています。

また、労働基準法が改正され、平成31年4月以降、大企業から順次、時間外労働の新たな上限規制が適用されています。令和6年4月からは、自動車の運転業務や医師等にも時間外労働の上限規制が適用され、いわゆる2024年問題に直面しているところです。

このような状況を踏まえ、県議会では、政策検討協議会の中で人手不足の解消に向けた調査研究を進め、有識者から意見聴取を行い、次のとおり提言を取りまとめました。

人手不足の問題は様々な産業で取り組む必要があることから、提言は人手不足の解消に向けた政策を横断的に記しています。人手不足の問題に総力を挙げて取り組むことにより、労働力不足の解消にとどまらず、生産性の向上や誰もが活躍できる社会の構築をも実現することができるのではないかと考えます。

県においては、市町村や関係機関と連携し、提言内容を速やかに実現されることを要請します。

## 【提 言】

### 第1 人に着目した政策

#### 1 女性に対する支援

##### (1) 就業支援

総務省統計局の令和4年就業構造基本調査(以下「就業構造基本調査」という。)によると、25～29歳の女性の就業率について大分県は全国を上回っているが、30～34歳の女性の就業率は、全国の30～34歳の女性の就業率を下回っている。「25～29歳の女性の就業率」から「30～34歳の女性の就業率」の大分県の下落幅は、全国よりも2倍近く大きい。

そこで、この状況を改善するために必要な取組を検討すること。

女性の年代別就業率（就業構造基本調査）

	25～29歳(A)	30～34歳(B)	「25～29歳」から「30～34歳」 の下落幅(= (A) - (B))
大分県	86.98%	78.99%	△7.99%
全国	85.05%	80.95%	△4.10%

##### (2) 就業支援と子育て支援を兼ね備えた支援

就業構造基本調査によると、本県の25～44歳の非就業の女性のうち、56.54%が就業を希望している。

出産や育児によって退職したとしても、再度、就業できることが重要であり、そのためには、就業支援（職業相談、職業訓練、再就職に役立つセミナーなど）と子育て支援（求職中や就業中の保育サービスなど）を兼ね備えた支援が必要である。

そこで、出産や育児によって退職した女性が、再度、就業できるような取組などと併せて、産前産後休業や育児休業を取得した後に復職する女性や就業を継続している女性に対する必要な支援についても検討すること。

##### (3) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が、若者や女性が地方から都市部へ移る背景の一つとされ、また、子育て世代の女性の就業を阻害している要因や女性の職域拡大・管理職登用の障壁となっている可能性がある。

固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けて、市町村、企業、地域団体、NPO等と一層連携・協働した取組

を検討すること。

#### **(4) 家事・育児シェアの取組推進**

家事や育児等の負担について、厚生労働省の労働経済白書「令和6年版 労働経済の分析 一人手不足への対応」（以下「労働経済白書」という。）では、『全国の59歳以下の女性の約4割に当たる約100万人が、「出産・育児・介護・看護・家事のため」に無業かつ就業希望なしとなっているが、同年代の男性は僅かにとどまる。育児や家事、介護の負担が女性に偏っていることが、女性の就労への希望を失わせている可能性が示唆される。』と指摘している。

総務省の令和3年社会生活基本調査によると、本県男性の家事・育児時間は全国46位となっており、地域からジェンダー平等研究会による「2024都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」においても、本県の課題として家事・育児時間の男女差があげられている。

そこで、男性の家事・育児参画を推進し、女性が働きやすい環境を整えるため、市町村との連携を含め、家事・育児シェアを進める取組について検討すること。

## **2 シニア世代に対する支援**

全国の60歳以上の就業について、労働経済白書では、「2022年時点で約3,000万人近くが就業希望のない無業者であり、年齢別にみると、男女合わせて、60～69歳が440万人、70歳以上が2,100万人と大半を占めている。無業者が就業を希望しない理由は、病気・けが・高齢のためが多いが、単に高齢であるからといって就業の希望をあきらめることとなっているのであれば、高齢化が進む我が国社会においては大きな損失である。」と指摘している。

就業構造基本調査では、本県の就業希望のある無業者（60歳以上）のうち、約74.56%が求職活動を行っていない。求職活動を行っていない理由としては、健康、生活環境、報酬、仕事のやりがいなどの様々な要因が考えられる。

そこで、シニア世代（おおむね60歳以上）の価値（長年培った技術、経験等）を活かすことなども含め、シニア世代の希望に応えられる多様な就業のあり方が広まるよう、これを支える取組を検討すること。

## **3 若者に対する支援**

### **(1) 修学資金の返還免除**

県では、看護師や保育士等を目指す学生に対する修学資金の貸与を行っており、また、その貸与を受けた者が、県内の医療機関や保育施設等で看護業務等に従事することを条件に、貸与された資金の返還を免除している。

こうした制度を、看護師や保育士等に限らず、様々な分野に導入することで人手を確保する手段のひとつになると考えられることから、県内企業での業務従事を条件に返還を免除する修学資金の創設を他の分野でも検討するなど必要な対策を講じること。

## (2) 奨学金返還の支援

総務省では、就職により地域に定着する人材を確保するため、内閣官房及び文部科学省と連携し、「奨学金を活用した若者の地方定着の促進」を図っている。これは、都道府県又は市町村が大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件として奨学金返還支援の制度を創設した場合、その費用の一部を国が財政措置するものである。

この国の取組を活用した分野別の奨学金返還支援制度について、市町村との連携も含め、検討すること。

## 4 外国人材の確保

技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設され、令和9年までに開始される予定である。

育成就労制度の詳細は、今後、国において決定されることになるが、育成就労制度が開始されることで、技能実習制度では認められていない本人意向に基づく転職も可能となるなど、外国人材の都市部への流出が懸念されることから、その動向について注視し、外国人材に大分県の企業を選んでもらえるよう対策を検討すること。

また、育成就労制度は原則3年を上限とする在留が可能とされているが、長期間産業を支える人材の確保という観点から、育成就労終了後、スムーズに就労ビザが取得できるような制度設計とすることについて、国に要望すること。

なお、育成就労制度の対象とならない分野における外国人材の育成・確保も併行して取り組む必要がある。

## 第2 総合的な政策

### 1 賃金引上げに向けた支援

一般的に人手不足に対しては、IT活用や女性、高齢者、外国人などの潜在労働力人口の導入が考えられるが、同時に、労働環境・労働条件の整備・改善などが重要である。特に、平均的な水準以上の賃金水準の確保が効果的と考えられるが、そのためには中小企業・小規模事業者の収益力向上が必要である。

さらに、令和6年度の大分地方最低賃金審議会では、最低賃金の地域間額差を是正しなければ地方部から都市部へ更なる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることが明白であるとの意見があっ

た。賃金の差が、特に県境部における人材流出の要因となっている可能性がある。

これらのことから、中小企業・小規模事業者の持続的な賃金引上げに向けた幅広い支援を検討すること。

また、医療・介護・障害福祉分野をはじめとして、様々な分野における更なる賃金引上げに向けた支援の拡充について、国に要望すること。

## 2 ロボットやAIの活用促進

県は、売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足等に悩む中小企業・小規模事業者に対し、IoTやロボット等を導入するための省力化投資を支援している。また、AIによる地域課題の解決と県内産業の振興を図るため、AI活用に向けた普及啓発、相談体制の強化、事業化伴走支援などを行っている。

ロボットの導入やAIの活用は、人手不足を解決する可能性を秘めていることから、それらの活用促進を更に進めること。

## 3 副業の活用

従業員の副業を認める企業が増えてきている。さらに、地方公務員の副業について、農家支援やライドシェアなど様々な取組が全国的に増加している。

山形県では、山形県を象徴する農産物さくらんぼの収穫・出荷作業等の人手不足に対応するため、さくらんぼの収穫・出荷作業等（時期：5月上旬～7月下旬）に限定し、県職員が副業として協力しやすくする「やまがたチェリサポ職員制度」を令和4年度から導入している。

また、山形県寒河江市が、令和4年度から山形県と同様の取組を実施しているほか、山形県内5市でも職員の副業を認める制度を導入しており、山形県内の市町村で同様の取組が広がっている。

県においても、例えば、全国の生産量の36.00%を占める乾しいたけ（農林水産省の令和5年特用林産物生産統計調査結果）や全国の収穫量の98.72%を占めるカボス（農林水産省の令和3年特産果樹生産動態等調査）など、将来にわたって全国をけん引する特産品について、山形県の事例を参考に、取組の拡大を検討するとともに、市町村や企業でも同様の取組が広がるよう働きかけること。

## 4 アプリを活用した働き手の確保

アプリを介した簡便な方法で、数時間から1日単位での働き手の確保が推進できるとして、山形県では、1日農業バイトアプリ「daywork（デイワーク）」を活用し、短期の働き手を必要とする生産者と求職者のマッチングを推進する「やまがた

農業ふちワーク」を令和3年度から行っている。

本県でも由布市において、市内の慢性的な人手不足の緩和・解消を目的として、短期アルバイトに特化した由布市公式のマッチングサービスを令和6年8月1日に開始している。

県においても、これらを参考に、アプリを活用した働き手確保に関する取組について検討すること。

また、障がい者の一般就労・福祉的就労や傷病を抱える者の就労についても、アプリの活用を検討すること。

令和7年3月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県議会議長 嶋 幸一

議局第624号  
令和6年12月11日

大分県議会議長 嶋 幸 一 殿

政策検討協議会  
会長 井上 明 夫



令和6年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び大分県議会会議規則（昭和40年大分県議会規則第1号）第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等の協議・調整の場として、令和5年7月20日に設置されました。

設置期間は令和7年3月31日までとなりますが、令和6年度における協議会としての活動成果の一部を、下記のとおり中間報告します。

記

○ 政務活動費における宿泊料金の取扱い

現在、宿泊料金の1泊あたりの充当の上限は13,700円とされていますが、昨今の宿泊料金の高騰により当該金額内での宿泊が困難な場合があることから、検討を行いました。職員等の旅費の取扱いを参考に、上限を当該金額に3,000円を加算した16,700円にする等の見直しを早急に行うことが適当であるとし、別紙のとおり大分県政務活動費使途基準マニュアルの改正案を策定しました。

## ○大分県政務活動費使途基準マニュアル改正案

	現行	改正案
宿泊料金の上限	<p>7 項目別指針            (1) 調査研究費            ① 交通費・宿泊費            (ク) 宿泊料金            1泊あたりの充当の上限を、<b>13,700円</b>とします。            この上限額は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第8条(職員等の旅費に関する条例を準用)を基準にしており、1泊2食に相当する額により判断することになります。            ただし、上記上限額により宿泊することが、当該調査研究活動における特別の事情により困難である場合、社会通念上妥当と考えられる範囲内で政務活動費を充当できます。この場合の特別の事情は、職員等の旅費の例に準じることとします。</p> <p>上記に該当する場合、領収書等の添付様式に、特別の事情に該当し上限額内での宿泊が困難な理由を記入することとします。            食事場所は、宿泊場所と同一施設に限定されませんが、夕食代に酒代が含まれる場合は、酒代を除く必要があります。</p>	<p>7 項目別指針            (1) 調査研究費            ① 交通費・宿泊費            (ク) 宿泊料金            1泊あたりの充当の上限を<b>16,700円</b>とします。            この上限額は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第8条を参考にしており、1泊2食に相当する額により判断することになります。            ただし、上記上限額により宿泊することが、当該調査研究活動における特別の事情により困難である場合、社会通念上妥当と考えられる範囲内で政務活動費を充当できます。この場合の特別の事情は、職員等の旅費の例に準じ、次のとおりとします。</p> <p><b>i) 研修会等に参加する場合等で、宿泊施設が幹旋程度ではなく、指定されていることにより、旅行者の意思で宿泊施設を選択できない場合</b>  <b>ii) 宿泊料の一時的な高騰により、宿泊料上限額内での宿泊が困難な場合</b>  <b>iii) 用務地周辺の宿泊料上限額内で宿泊できる宿泊施設が満室の場合</b></p> <p>上記に該当する場合、領収書等の添付様式に、特別の事情に該当し上限額内での宿泊が困難な理由を記入することとします。            食事場所は、宿泊場所と同一施設に限定されませんが、夕食代に酒代が含まれる場合は、酒代を除く必要があります。</p>

次ページに続く

## ○大分県政務活動費使途基準マニュアル改正案

前ページからの続き

	現行	改正案
<b>宿泊料金の上限</b>	<p>なお、往復航空券と宿泊券がセットになった包括割引航空券(いわゆる「パック旅行」)を利用する場合は、当該包括割引航空券で選択した宿泊施設の提供内容(素泊まり、または1泊朝食付の場合に限る。)により、当該施設の宿泊料金を1泊あたり<u>9,134円</u>とし、1泊2食に相当する額を算出のうえ、上記と同様の判断をすることになります。</p> <p>領収書の写しを添付します。</p> <p>県内で宿泊する場合は、翌日の早朝に政務活動があるなど帰宅するよりも宿泊する方が合理的な場合は認められます。</p>	<p>なお、往復航空券と宿泊券がセットになった包括割引航空券(いわゆる「パック旅行」)を利用する場合は、当該包括割引航空券で選択した宿泊施設の提供内容(素泊まり、または1泊朝食付の場合に限る。)により、当該施設の宿泊料金を1泊あたり<u>12,134円</u>とし、1泊2食に相当する額を算出のうえ、上記と同様の判断をすることになります。</p> <p>領収書の写しを添付します。</p> <p>県内で宿泊する場合は、翌日の早朝に政務活動があるなど帰宅するよりも宿泊する方が合理的な場合は認められます。</p>

### ○施行期日

令和7年1月1日から施行する(同日以降に出発する視察から適用する。)